

登録・変更・廃車の手続きに関する問い合わせ先一覧

車 両	手続き先	電話番号
普通自動車 バイク (250cc 超)	山梨陸運局 (山梨運輸支局)	050-5540-2039
軽自動車 バイク (125cc 超～250cc 以下)	軽自動車検査協会	050-3816-3121
原動機付自転車 (50cc 超～125cc 以下) 農耕車 (トラクター等)	葦崎市役所 (税務課)	22-1111 (153/154/155)

自動車・バイク・農耕車をお持ちの方へ
▼登録・廃車手続きはお済みですか？

自動車税や軽自動車税は毎年4月1日に自動車等を所有する方に課税されます。次の項目に該当する場合には早めの手続きをお願いします。

- ・所有者が亡くなった
- ・氏名や住所が変わった
- ・自動車を廃車した
- ・売買等で所有者が変わった
- ・改造して排気量が変わった



これらの手続きが遅れると、所有していない車にもかかわらず税金がかかり、登録所有者へ通知されます。

手続きが済まされているか、再度登録状況をご確認ください。

☆ご注意ください！

手続きをしないままバイク等を知人に貸した後、所在不明になる等のトラブルが見受けられます。標識(ナンバープレート)を譲渡したり貸し付けたりすることは禁止されています。安易に貸したりせず、必ず廃車・譲渡の手続きをしてください。

■税に関する問い合わせ

(普通自動車)

総合県税事務所

☎055-262-4662

(軽自動車・原付・農耕車)

葦崎市役所 税務課

(内線153-155)

高額介護合算療養費の自己負担限度額 (年額)

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者 (3割)	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方	67万円
一般 (1割)	現役並み所得者、低所得者以外の方	56万円
低所得者Ⅱ (1割)	世帯員全員が住民税非課税である方	31万円
低所得者Ⅰ (1割)	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除(公的年金の場合は80万円)を差し引いた所得の合計が0円となる世帯の方	19万円

対象者には通知します！必ず申請を

高額医療・高額介護
 合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度で、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を

超えた金額が支給されます。ただし、高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。また、同じ世帯でも加入している医療保険が違う場合は、後期高齢者医療の高額医療・高額介護合算療養費制度の対象にはなりません。

☆平成30年1月に通知を発送します

平成28年8月1日から平成29年7月31日の1年間について、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となる見込みの被保険者の方に、平成30年1月頃、山梨県後期高齢者医療広域連合より通知書と申請書が郵送されます。

☆どうすれば支払われるの？

通知書に同封された申請書にご記入のうえ、市役所市民課国保医療担当へご提出ください。

※提出先は平成29年7月31日に住民登録のあった市町村となります。

※申請の効力は、通知がお手元に届いてから2年間です。

■支給は2か所から

【医療分】 山梨県後期高齢者医療広域連合から支給されます。(申請から2～3か月ほどかかります。)

【介護分】 医療分支給(不支給)決定後、市役所介護保険課より支給されます。

■問い合わせ

市民課 国保医療担当

(内線127-129-137)

介護保険課 介護保険担当

☎23-4313

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎055-236-5671